

○福岡県児童福祉関係費用徴収規則

昭和五十一年八月三日  
福岡県規則第五十六号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則を制定し、ここに公布する。

福岡県児童福祉関係費用徴収規則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十六条第二項の規定により知事が本人又はその扶養義務者から徴収する費用（以下「負担金」という。）の決定、徴収及び減免に関し必要な事項を定めるものとする。  
(昭六三規則五〇・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施権者等 法第二十二条、第二十三条若しくは第三十三条の六の実施をする権限を有する者又は法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の措置をとる権限を有する者及び県立児童福祉施設の長をいう。
- 二 自立援助ホーム 法第六条の三第一項による事業を行う住居をいう。
- 三 ファミリーホーム 法第六条の三第八項による事業を行う住居をいう。  
(平二二規則二・全改、平二四規則三九・一部改正)

(負担金の額等)

第三条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第三十三条の六の実施をしたとき、又は第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の措置をとつたときは、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。）単位に、別表第一又は第二の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によつて定まる徴収金基準額（以下「基準額」という。）により算定して負担金の額を決定しなければならない。ただし、措置児童等について別表第三の規定による措置児童等に係る算定額が、その基準額に満たないときは、当該算定額をもつて負担金の額とする。

- 2 実施権者等は、第一項の決定を行つたとき又は負担金の変更決定を行つたときは、速やかに負担金決定（変更）通知書（様式第一号）を本人又はその扶養義務者に送付し、その旨を実施され又は措置された者の入所する児童福祉施設の長及び関係機関に通知しなければならない。
- 3 第一項の場合において同一世帯から二人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設の別表第一又は第二の基準額に〇・一を乗じた額をもつてその措置児童等の基準額とする。

(昭六一規則四六・平一一規則二四・平一九規則五六・平二二規則二・平二四規則三九・一部改正)

(負担金の納付)

第四条 負担金の納入は、その月分を翌月の末日までに納入しなければならない。

(負担金額の再調査)

第五条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第三十三条の六により実施され、又は第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項により措置され現に児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。)に入所している者の負担金の額の適合の調査を毎年六月までに行わなければならない。ただし、特に必要と認める理由があるときは適宜にこれを行うことができる。

(平二二規則二・一部改正)

(負担金の減免等)

第六条 実施権者等は、本人又はその扶養義務者が死亡したとき、又は災害等やむを得ない事由により所得に著しい変動が生じたため負担金を納入することが困難であるときその他特に必要があると認めるときは、当該負担金の額を減免することができる。

2 前項の規定により減免措置を受けようとする者は、負担金減免申請書(様式第二号)を実施権者等に提出しなければならない。

3 実施権者等は、前項の負担金減免申請書を受理した場合は、調査のうえ速やかに負担金減免承認(不承認)通知書(様式第三号)を当該申請者に送付しなければならない。

(昭六一規則四六・平二二規則二・一部改正)

第七条 実施権者等は、本人又はその扶養義務者が特別な事情により負担金を納入期限までに納入することが著しく困難であると認めるときは、期日を指定して当該負担金の納入期日を延期することができる。

2 前項の規定により納期限の延長を受けようとする者は、負担金納入延期申請書(様式第四号)を実施権者等に提出しなければならない。

3 実施権者等は、前項の負担金納入延期申請書を受理した場合は調査のうえ速やかに負担金納期限延長許可(不許可)通知書(様式第五号)を申請者に送付しなければならない。

(平二二規則二・一部改正)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十一年九月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 児童福祉法第五十六条第一項の規定による福岡県費用徴収規則(昭和二十九年福岡県

規則第十四号)は、廃止する。

附 則 (昭和五三年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五五年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五六年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十六年四月二十四日から適用する。

附 則 (昭和五七年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十七年四月分の負担金から適用する。

附 則 (昭和五八年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五九年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和五十九年四月分の負担金から適用する。

附 則 (昭和六〇年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十一年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和六十一年七月分の負担金から適用する。

附 則 (昭和六三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、昭和六十三年七月分の負担金から適用する。

附 則 (平成四年規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、平成四年四月分の負担金から適用する。

附 則 (平成五年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童関係費用徴収規則の規定は、平成五年七月分の負担金から適用する。

附 則（平成六年規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、平成六年十月分の負担金から適用する。

附 則（平成七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係徴収規則の規定は、平成七年七月分として徴収する負担金から適用する。

附 則（平成七年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、平成八年七月分として徴収する負担金から適用する。

附 則（平成一一年規則第二四号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の備考の八の規定は、平成十一年三月一日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第一の備考の八の規定の適用については、平成十一年三月一日から同月三十一日までの間、同表の備考の八中「知的障害児通園施設」とあるのは、「精神薄弱児通園施設」とする。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表備考の規定は、平成十八年十月分として徴収する負担金から適用する。

附 則(平成二一年規則第三九号)抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県児童福祉関係費用徴収規則の規定は、平成二十四年四月分として徴収する負担金から適用する。

附 則（平成二五年規則第八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四六号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第四三号）

（施行期日）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

この規則の施行の際現に法第五十六条第二項の規定による費用徴収の対象となっている者に係る第三条の規定による改正後の規則の規定によって算定された費用（以下「新算定額」という。）の徴収額が同条の規定による改正前の規則の規定によって算定された費用（以下「旧算定額」という。）の徴収額を超えるときは、児童福祉法第二十七条第五項の規定により当該措置を解除するまでの間、旧算定額をもって本人等の徴収金額とする。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二七号）

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親	母子生活支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム	
階層区分	定 義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	2,200	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600	3,300
D2		9,001円から27,000円まで	9,000	4,500
D3		27,001円から57,000円まで	13,500	6,700
D4		57,001円から93,000円まで	18,700	9,300
D5		93,001円から177,300円まで	29,000	14,500
D6		177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600
D7		258,101円から348,100円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）

D 8	348,101円から 456,100円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が68,700円を超えると きは68,700円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その額が 34,300円を超えるときは 34,300円とする。)
D 9	456,101円から 583,200円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が85,000円を超えると きは85,000円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額 徴収。ただし、その額が 42,500円を超えるときは 42,500円とする。)
D10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が102,900円を超えると きは102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が51,400 円を超えるときは51,400円 とする。)
D11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が122,500円を超えると きは122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が61,200 円を超えるときは61,200円 とする。)
D12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が143,800円を超えると きは143,800円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が71,900 円を超えるときは71,900円 とする。)
D13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が166,600円を超えると きは166,600円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額全額徴 収。ただし、その額が83,300 円を超えるときは83,300円 とする。)
D14	1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等に 係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その 額が191,200円を超えると きは191,200円とする。)	その月のその入所世帯に係 る措置費等の支弁額(全額徴 収。ただし、その額が95,600 円を超えるときは95,600円 とする。)
D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

備 考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに係るものに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 「療育手帳について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金手当等の受給者</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると法第56条の規定により知事が認めた世帯</p> <p>4 第3条第3項の適用については、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている児童等に係</p>
--------	---



る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

5 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

6 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産施設への助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合、行っても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

7 乳児院への短期入所措置に係る負担金については、この表の徴収金基準額にかかわらず、同表のC階層からD4階層（ただし、市町村民税所得割の額が81,000円以下の場合）までは日額1,000円、D4階層（ただし、市町村民税所得割の額が81,001円以上の場合）からD14階層までは日額2,000円とし、これに入所措置の日数を乗じて得た額を当該措置児に係る負担金の額とする。

なお、A・B階層については0円、D15階層については全額徴収とする。

別表第2（第3条関係）

児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 (入所に限る)	
階層 区分	定 義	徴収金基準額（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	4,500	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円以下	6,600
D2		12,001円から 30,000円まで	9,000
D3		30,001円から 60,000円まで	13,500
D4		60,001円から 96,000円まで	18,700
D5		96,001円から 189,000円まで	29,000
D6		189,001円から 277,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D7		277,001円から 348,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D8		348,001円から 465,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D9		465,001円から 594,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D10		594,001円から 716,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）

D11	716,001円から 864,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)
D12	864,001円から 1,056,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)
D13	1,056,001円から 1,238,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円から 1,439,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
D15	1,439,001円以上	全額徴収
備考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項</p>	

から第14項までのサービスに係るものに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 「療育手帳について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)別紙「療育手帳制度要綱」に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると法第56条の規定により知事が認めた世帯

4 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

5 4の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表第3（第3条関係）

施設	措置児童等に係る算定額
<p>児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部門を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親</p>	<p>（次の算式によつて得られる額）</p> <p>措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、国家公務員給与改定対応部分減額費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃貸費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算の単価を除く。以下同じ。）＋事業費の各費目（里親手当を除く。以下同じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、〔(措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
<p>医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関又は助産施設</p>	<p>（次の算式によつて得られる額）</p> <p>事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、(事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

（納入義務者）

殿

（負担金徴収権者）

児童相談所長

印

保健福祉(環境)事務所長

### 負担金決定(変更)通知書

下記の児童福祉施設（ファミリーホーム、里親及び自立援助ホームを含む。）入所者に係る児童福祉法に規定する措置(実施)に要する費用について、同法第56条の規定に基づき、あなたから徴収する負担金の額を次のとおり決定（変更）したので通知します。

入所者氏名	
施設名	
負担金決定額(月額)	¥
徴収開始年月日	
入所措置(実施)年月日	
摘要	階層 基準額(月額)¥

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行つた後においては、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第2号（第6条関係）

負担金減免申請書

措置（実施）児童名（入所者名）		生年月日	年 月 日
本人又は扶養義務者名		職業	
負担金額	年度 月分 円	希望する減免額	円
(減免申請の理由)			
(将来の見込)			

上記事由により施設等への入所（委託）後に要する費用を全額(一部)負担することができませんので減免をお願いします。

年 月 日

申請者住所  
氏名

(記名押印又は署名)

福岡県知事 殿

児童相談所長  
保健福祉（環境）事務所長

負担金減免承認（不承認）通知書

申請者	住所	
	氏名	
年 月 日申請のあつた負担金減免申請は		
承認されましたので		通知します。
承認されませんでしたので		
措置（実施）児童名（入所者名）		
本人又は扶養義務者名		
減免額		¥
承認されない理由		
年 月 日		
福岡県知事 印		
児童相談所長 保健福祉（環境）事務所長		



様式第4号（第7条関係）

負担金納入延期申請書

措置（実施）児童名 （入所者名）		生年月日	年 月 日
本人又は扶養義務者名		職業	
負担金額	年度 月分 円	定められた納期限	年 月 日
希望する納入期限			年 月 日
(納入延期申請の理由)			

上記事由により負担金を納入期限までに納付することができませんので延期についてお願いいたします。

年 月 日

申請者住所  
氏名

(記名押印又は署名)

福岡県知事 殿

児童相談所長  
保健福祉（環境）事務所長

負担金納期限延長許可（不許可）通知書

申請者	住所	
	氏名	
年 月 日申請のあつた負担金納入延期申請は、下記のとおり		
許可されましたので		通知します。
許可されませんでしたので		
措置（実施）児童名 （入所者名）		
本人又は扶養義務者名		
当初納期限	年 月 日	
延長後の納期限	年 月 日	
不許可の理由		
年 月 日		
福岡県知事 印		
児童相談所長 保健福祉（環境）事務所長		